

## 急速に全面化する安倍「教育再生」とその先導役としての橋下「教育改革」

伊賀正浩

### 【1】秋以降、安倍「教育再生」＝教育破壊が全面化

#### 1 教科書検定基準の改悪＝政府見解を徹底させる検定基準

(1) 11月15日下村文科相が「教科書改革実行プラン」を発表。すぐに教科用図書検定審議会に諮問。2014年1月にも新基準を確定。4月から始まる中学校教科書検定に適用。

(2) 近隣諸国条項を事実上撤廃し、政府見解を徹底させる教科書づくり

＜新検定基準に盛り込む条項＞

- ①「通説的な見解がない場合や、特定の事項や見解を特別に強調している場合などに、よりバランスの取れた記述にするための条項を新設・改正」
- ②「政府の統一的な見解や判例がある場合の対応に関する条項を新設」
- ③「教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥がある場合を検定不合格要件として明記」

\* 政府見解の徹底は、教科書を政府の広報誌に変える

- ・ 第1次安倍政権が「慰安婦の強制連行はなかった」とした閣議決定
- ・ 戦後補償問題で「日韓基本条約で解決済み」とした政府見解
- ・ 南京大虐殺(南京事件)の「被害者の具体的な人数については諸説あり、政府としてどれが正しい数かを認定することは困難」とする見解
- ・ 沖縄戦時の「集団自決」(強制集団死)への日本軍の強制を「断定できない」とする立場
- ・ 福島原発事故の深刻な被害と被ばく、汚染水問題等を覆い隠し、「放射線は怖くない」「(原発は)重要なベース電源」等を強調し、原発推進を全ての教科書に迫ること
- ・ 2013年高校教科書採択で焦点化した実教日本史が、国旗・国歌法に関して「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」とした記述に対しても、職務命令を合憲とした最高裁判決を書かせる

#### 2 子どもたちの心の中を支配する道徳の教科化

(1) 11月11日、文科省の有識者会議「道徳教育の充実に関する懇談会」報告書案

- ・ 小中学校の「道徳の時間」を「特別な教科」に格上げし、検定教科書を使用
- ・ 2015年度にも教科化

- ・ 道徳の評価 「記述式で取り組み状況の評価する」
- ・ 2014年度に全面改定する「心のノート」の使用義務化。

(2) 歴代自民党政権の悲願。別の形の「修身」の復活

## 道徳教科化 皇民化教育の再来を危ぶむ

琉球新報2013年11月12日

個人の心の内面に国家が踏み込む。国家が特定の人間像を強制する。そんな危惧を禁じ得ない。

文部科学省の有識者会議が小中学校の道徳について、教科化と検定教科書の使用を提言すると決めた。国が一律に徳目を指定するのは戦前の「修身」を想起させる。国のために死ぬことを求めた皇民化教育の再来ではないか。

皇民化教育は、沖縄戦であまりに多くの犠牲を生じさせた。その痛切な体験で、国による特定の道徳の押しつけがどんな結果を招くか、われわれは骨身に染みて知っている。道徳教科化は避けるべきだ。

提言は、教育再生実行会議がいじめ問題への対応として2月に出した提言を繰り返した形だ。

だが本当にいじめ対策なのか。道徳教科化は2007年の第1次安倍政権の教育再生会議が提唱した。当時は「わが国と郷土を愛するとともに国際社会の平和に寄与する態度を養う」とうたう教育基本法改正とともに論議された。つまり愛国心教育と一体だったのだ。

当時は中央教育審議会で「国家による特定の価値観押しつけにつながる」と異論が出て実現が見送られた。それを覆すのが今回の動機であろう。とすれば、いじめ対策に名を借りた、皇民化教育の復活が真の狙いということになる。

今回、有識者会議で事前に提言の骨子を決め、中教審に回す異例の経過をたどった。前回のごとく中教審で覆されないよう、縛りかける狙いがあるのは明らかだ。文科大臣の私的諮問機関の議論が、法的根拠を持つ正式機関である中教審の議論を縛るのは本末転倒だ。

「道徳で子どもに点数を付けられるのか」という批判を避けるためか、5段階での数値評定はしないというが、記述式による評価はある。すると、「内申に響く」のを恐れる児童生徒は、教師の望む通りの発言や振る舞いをする。自分の頭で判断するのではなく、教師、ひいては国家の期待する人間像を「演技」することになる。これは道徳ではない。むしろ道徳の荒廃ではないか。

教科書を国が検定することは、何が道徳的に正しいかを国が決めることになる。国家への貢献を求めるのは必然だ。政府へ不満を言うのは「愛国心が足りない」ということにもなりかねない。

道徳の教科化は「教育の中央集権化」、「教育の政治利用」だ。弊害はあまりに大きすぎる。

### 3 国家安全保障戦略で「愛国心」を明記

平和教育が国防教育＝「積極的平和主義」、領土教育へ変質する危険

(1) 閣議決定「国家安全保障戦略」

## 6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進

### (3) 社会的基盤の強化

国家安全保障政策を中長期的観点から支えるためには、国民一人一人が、地域と世界の平和と安定及び人類の福祉の向上に寄与することを願いつつ、国家安全保障を身近な問題として捉え、その重要性や複雑性を深く認識することが不可欠である。

そのため、諸外国やその国民に対する敬意を表し、我が国と郷土を愛する心を養うとともに、領土・主権に関する問題等の安全保障分野に関する啓発や自衛隊、在日米軍等の活動の現状への理解を広げる取組、これらの活動の基盤となる防衛施設周辺の住民の理解と協力を確保するための諸施策等を推進する。

## (2) 国家安全保障基本法案 (概要)

「国や地方自治体の責務」(第3条)

「教育、科学技術、建設、運輸、通信その他内政の各分野において、安全保障上必要な配慮を払わなければならない」

## 4 新自由主義教育の全面化

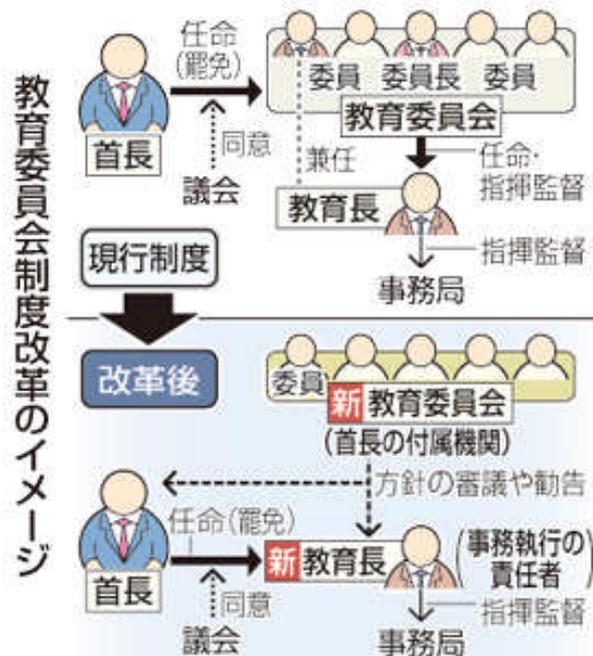
(1) 文科省：全国学テの学校別公表の容認

(2) 小学校英語の教科化、中学校から英語を英語で授業

(3) 大学改革、入試制度

## 5 教育委員会制度の抜本的改悪

(1) 首長に教育行政の権限を集中する「中教審」答申



- 地方公共団体に、公立学校の管理等の教育に関する事務執行の責任者として、教育長を置く。教育長は、首長が定める大綱的な方針に基づいて、その権限に属する事務を執行する。首長が大綱的な方針を定める際には、その附属機関として設置する教育委員会の議を経るものとする。
- 教育長の権限に属する事務の執行について、首長の関与は、原則として、大綱的な方針を示すことにとどめ、日常的に指示は行わないものとする。
- 教育委員会は、地域の教育の在るべき姿や基本方針について審議をするとともに、教育長による事務執行を住民目線による第三者的立場からチェックすることを目的とする。

(2)戦後教育行政の根本的転換。そもそも「教育委員会とはなにか」

①日本国憲法・教育基本法の精神

→地方自治・教育の自主性の確立

②教育委員会法（1948年）

教育行政の

民主化：住民の選挙で教育委員を選出

地方分権：文部省とのタテの上下関係なし

一般行政からの独立：首長に対し相対的に独立

③教育委員会制度の変遷

- ・ 1948 教育委員会制度の創設:公選制
- ・ 1956 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
委員の任命制、教育長の任命承認制、予算案・条例案提案権廃止
- ・ 1999 教育長の任命承認制度廃止
- ・ 2001 教育委員構成の多様化、会議の原則公開
- ・ 2004 学校運営協議会の設置可能へ
- ・ 2007 国による教育委員会への「是正指導」の合法化

(3)教育へ与える影響は全面的（すでに先取りが・・・）

①大阪の実例

②高校教科書採択への教育委員会、議会の介入

- ・ 教育委員会の介入によって実教をゼロ採択――東京都、神奈川県
- ・ 実教を条件付き採択――埼玉県、兵庫県、大阪府
- ・ 実教を採択したことを議会で追及――埼玉県、静岡県、千葉県

③日本の加害を教える平和教育への介入

**県議会文教委、朝霞高の台湾修学旅行を問題視 指導徹底を決議**

埼玉新聞 12月18日

県議会の文教委員会（田村琢実委員長）は17日、県立朝霞高校の修学旅行に問題があったとして「県立高校の社会科教育の指導徹底を求める決議」を賛成多数で可決した。県教育委員会と

県教育局に対し指導と改善を求める内容で、審議の過程では修学旅行に参加した全生徒の感想文提出を要求しており、一部の委員が「政治的圧力になりかねない」と異議を唱えたほか、共産党県議団が抗議した。

決議案は自民の石井平夫委員が提出。委員長を除く委員10人のうち自民5人、刷新と無所属の各1人が賛成し、民主、公明、無所属の各1人が反対した。

県高校教育指導課などによると、朝霞高校は昨年12月5日から3泊4日の日程で台湾で修学旅行を実施。2年生約320人が参加し、金の鉱山や博物館などを見学したほか、太平洋戦争の空襲で父親を亡くしたという游顕徳さん（男性）から当時の話を聞いた。生徒は修学旅行後、感想文を書いた。

16日から開催された文教委では、自民の白土幸仁委員や刷新の鈴木正人委員らが朝霞高校の修学旅行に関し、生徒への事前学習や「修学旅行のしおり」、現地学習を問題視。「事前学習で歴史的事実に関するDVDを見せたり、しおりには歴史的事実と相反する未確定やねつ造の記述がある」などと指摘し、現地でも「反日思想を思わせる男性の話を聞かせ、しょく罪意識を植え付けた」などとした。

文教委は、修学旅行に参加した全生徒の感想文の提出を要求。それに対し、県教育局は各クラス代表8人の感想文をパソコンで打ち直した上、氏名が分からない状態で委員に提出した。白土委員は「原本でないと疑念が生じる」とし、「恣意（しい）的に選択することも可能」と全生徒の感想文の提出を求めた。自民の田中千裕委員も「現実には生徒たちがどのような影響を受けたのかが知りたい」と意見を述べた。県教育局は「学年便りとして掲載するため、作文として良くまとまっているものを集めた」と答えた。

全生徒の感想文を求めたことについて、公明の藤林富美雄委員は「（政治が）教育内容の細部まで関わることは学校や教員、子どもの自立性などをそぐ。8人分で十分に判断できる」と疑問を呈した。無所属の醍醐清委員は「朝霞高校が事前学習などを見直すとしており、あえて決議する必要はない」と異議を唱えた。

関根郁夫県教育長は決議が採択されたことについて「いろいろな立場の意見を子どもたちに示し、多面的・多角的に考える力を育てなければいけない」とし、修学旅行の在り方を検討することについては「そこまで考えていない」と述べた。

共産党県議団（柳下礼子団長）は17日、「委員が感想文の内容まで踏み込んで審議したことは生徒の内心の自由を侵すもので、断じて容認できない」とする抗議の談話を発表、決議の撤回を求めた。

## 【2】橋下市長の政治支配下にある大阪市の教育の現状

### 1. 首長による重層的な教育支配の制度化

徹底した教育支配の完成、独立機関としての教育委員会の事実上の解体

(1) 首長の直接的介入＝教育方針の根幹が首長主導でつくられる。

#### ①「大阪市学校活性化条例」「大阪市教育行政基本条例」

- ・首長による教育振興基本計画の作成
- ・首長に教育委員の罷免権を付与

#### ②「公正な職務の執行の確保のための市長の調査権限等に関する条例」

- ・市長が、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために事実関係を明らかにすることが必要であると認めるとき」と「住民の福祉を確保するため必要があると認めるとき」に「調査権限を行使」

(2) 教育振興基本計画の司令塔である教育委員会も、橋下市長による公募教育委員の拡大によって支配

氏名	職名	最初の就任日 (任期満了日)	立場
長谷川 恵一	委員	2010年3月31日 (2014年3月30日)	
高尾 元久	委員長 職務代理者	2011年2月21日 (2015年2月20日)	産経新聞出身 日本教育再生機構に近い
大森 不二雄	委員長 (公募)	2012年6月1日 (2016年5月31日)	橋下市長が任命 学力至上主義者
西村 和雄	委員 (公募)	2013年4月1日 (2017年年3月31日)	橋下市長が任命 学力至上主義者
林 園美	委員 (公募)	2013年4月5日 (2017年年4月4日)	橋下市長が任命
永井 哲郎	教育長	2010年4月1日 (2014年3月31日)	

(3) 橋下市長が選んだ公募区長を通じた介入～学校選択制の強制から教育内容全般への介入

#### ①区長が教育委員会の「区担当理事」を兼務

担当する事務

中学校給食の選択方式の決定→2014年度から全中学校で、全員「デリバリ弁当」給食の開始  
適正対象校の統廃合に関する計画の立案→学校選択制と統廃合  
地域住民等との協議に従事させること等

## ② 区長の権限を更に拡大する動き

- ・ 区運営方針によって教育内容にも深く関与
- ・ 「校長の人事権に関与」検討
- ・ 区「教育改革推進本部」構想によって区主導の教育改革へ

### 「区長が校長人事に関与」大阪市の教委あり方検討会議 15日に整理

2013.10.14 07:10 産経新聞

大阪市立桜宮高校の体罰問題を受け、同市と市教育委員会が共同で設置した「教育委員会のあり方検討会議」は、公募区長が校長人事に主体的に関与することなどを柱とした改革案のとりまとめに入る。現行法の裁量を超える内容が多く含まれており、15日の会合で問題点を整理する。大阪市では、市教委が文部科学省が「学校の判断に委ねる」としている全国学力テストの成績公表を事実上、義務化する方針を示したばかりで、今後、文科省との対立構図が広がる可能性もある。

#### ■ 「校長を更迭」も

検討会議は橋下徹市長の意向で設置された。村上龍一副市長を座長に、教育委員の一部と区長ら委員10人で構成されており、市長と教育委員全員に報告書を提出する。

これまでの4回の会合では、24区長を代表して出席している田畑龍生・都島区長らが「区長の方針と校長の考えが著しく違うことがある。（改革に）後ろ向きな校長を更迭できるような仕組みをつくる」と校長の更迭権限にまで言及。現行法では人事権は教育委員会にあるため、大森不二雄教育委員は「区長は校長交代を市教委に申し出て、市教委は異動をしない場合は理由を示さなければならない」という「現行の法体制でも実現できる」（大森氏）制度を提案している。

公募区長は橋下市長のもとで誕生し、来年度から一部で始まる学校選択制や中学校の全員給食など、橋下氏肝いりの施策を実行することが求められているが、一部区長は学校側から強い反発を受けている。大森氏も橋下市長就任後に選ばれた教育委員で、市教委幹部は「橋下市長の意向が及びやすいようにする狙いがある」とみる。

#### ■ 「教育委員廃止」案も

大森氏は区独自の教育施策を進めるため、校長や市民らによる「教育改革推進本部」の設置も提案。市教委によると、会合では「首長が選ぶ教育長に権限を集中させ、ほかの教育委員のポストを廃止する」「校長の給料を一般教員の2倍にする」などのアイデアが出されているという。

いずれも法改正や大阪府・国との調整などが必要で、橋下市長らへの報告書に盛り込まれたとしても「実現可能性は未知数」（市教委事務局）だ。しかし、市教委は全国学力テストの結果を公表するよう義務づける方針を打ち出し、「公表は校長の判断に委ねる」とする文科省から資料の提出を求められており、今後、文科省との対立の図式が拡大する可能性もある。

## ③ 橋下市長が区長の教育政策を評価

\* 文科省の教育委員会「改革」＝首長に教育行政の権限を委譲の先取り

2. 教育振興基本計画の「実行計画書」＝「運営に関する計画」を強制される学校

(1)徹底した数値目標の強制と公開

◆小学校

- ◇平成26年度の全国学力・学習状況調査における無回答率を平成24年度（平均4.5%）より2ポイント減少させる。（同内容の児童アンケートを平成25年度3学期に実施し達成状況を確認する）
- ◇平成26年度の全国学力・学習状況調査における「学校の授業などで、自分の考えを他の人に説明したり、文章に書いたりすることは難しいと思いますか」の項目について、「難しいと思う、どちらかといえば、難しいと思う」と答える児童の割合を、平成24年度（66.4%）より5ポイント減少させる。（同内容の児童アンケートを平成25年度3学期に実施し達成状況を確認する）
- ◇H27年度末の児童アンケート「休み時間、外で遊んでいる」のAの割合を90%以上にする。
- ◇H27年度末の児童アンケート「給食は残さず食べている」のDの割合を0にする。
- ◇毎日の遅刻指導における遅刻者と遅刻理由を調べ、前期（4月～9月）より後期（10月～2月）の遅刻者数を減少させる。
- ◇平成27年度「国語のしんだん」「算数のしんだん」の全ての学年の平均正答率を大阪市平均以上にする。
- ◇今年度の学習理解度診断における通過率を、いずれの学年も70%以上にする。
- ◇各教科や領域指導でICTを活用した授業を月4回以上にする。
- ◇H27年度末の児童アンケート「早寝早起きをしている」のAの割合を90%以上にする。

◆中学校

- ◇平成26年度の全国学力・学習状況調査における無回答率を平成24年度より3ポイント以上減少させる。
- ◇平成26年度の全国学力・学習状況調査における平均正答率を3ポイント以上向上させる。
- ◇本年度の学習理解度到達診断における正答率5割以上の生徒の割合を、前年度より向上させる。
- ◇平成27年度の全国学力・学習状況調査における無回答率を10%以内にする。
- ◇平成27年度末の生徒アンケートにおける「授業はわかりやすい」と答える生徒の割合を85%以上にする。
- ◇平成27年度末の生徒アンケートにおける「学校に行くのが楽しい」と答える生徒の割合を90%以上にする。
- ◇本年度の本校アンケート調査で、各教科授業が「楽しい」「わかりやすい」の項目について、「よくあてはまる」を3%以上増加させる。
- ◇本年度の本校アンケート調査で、次の各項目について「よくあてはまる」と回答する生徒の割合を、平成24年度より3%以上増加させる。
  - ・ 「人を思いやる心や社会の常識が身についた」
  - ・ 「あいさつ、言葉遣い、服装などは正しくできている」
  - ・ 「自転車通学、予鈴、本鈴遅刻などはしていない」
  - ・ 「学校や社会のルールを守ることができている」
  - ・ 「学校は落ち着いている」
  - ・ 「〇〇中学校の生徒であることを誇りに思う」
- ◇遅刻0の日を年間85%以上にする。

(2)学校協議会によるチェック

### 3. 全国学テの学校別公表が学校の役割を根本的に変える

(1)「学校管理規則」を改定し、「平均正答率を含む調査結果を公表する」を盛り込む。公表しない校長の処分も検討。すでに続々と公開が始まっている！

#### \* 公表しない校長は処分！学力テスト「速やかに公表」ルール化 大阪市教委

2013.10.8 12:03 産経新聞

4月に実施された文部科学省「全国学力・学習状況調査」（全国学力テスト）をめぐり、大阪市教委は8日の教育委員会議で、小規模校などを除く全ての市立小中学校が学校別平均正答率を速やかに公表するルール化を賛成多数で決めた。市教委によると、公表しない校長は処分の検討対象とする。文科省が定めた学力テストの実施要領では、学校の序列化を招くとの懸念から公表の判断は各校に委ねており、文科省は市教委の動きについて「公表の強制につながるものであれば修正を求めていく」としている。

文科省 v s 大阪市教委…案に委員も賛成

この日の会議で示された事務方の案では、小規模校や特別支援学校などを除く全学校の校長は平均正答率を含む調査結果を「速やかに公表するものとする」とし、関連する学校管理規則を変更してルール化。昨年度の学力テストでは校長が保護者らで構成される学校協議会の意見を踏まえて公表するかどうかを判断する手続きを定めていたが、今後は校長が学校協議会の意見を聞かずに判断できるように手続きを改めるとしている。

今回の変更は今年4月に実施された学力テストから適用されるが、それ以前の結果についても校長の判断で公表可能とした。

4人の委員が「公表により、各学校の学力向上の取り組みに真剣味が増していくことが期待されている」などと賛成したが、委員1人は「上から目線の規定で違反者が処分される。校長と話し合い、公表への納得度を高めることが大切だ」と反対した。

市教委は平成26年度から市内で学校選択制が始まることから、昨年12月に「選択に必要な情報を保護者に提供すべきだ」と方針を表明。昨年度分の結果の公表判断を委ねたが、公表したのは全429校のうち小学校8校、中学校11校の計19校にとどまっていた。

#### \* 小中学校序列化の懸念 学力テスト 学校別成績公表へ

東京新聞 2013年11月29日 夕刊

小学六年と中学三年生を対象に毎年四月に実施している全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）について、文部科学省は二十九日、区市町村教育委員会による学校別の成績（平均正答率）の公表を来年度から解禁すると発表した。これまで文科省は、過度な競争や序列化を招くとして、学校別の成績公表を認めてこなかった。今回の方針転換で、成績をめぐる学校間の過度な競争や序列化を招く可能性がある。

閣議後の記者会見で下村博文（はくぶん）文科相は「学校名を明らかにして成績を公表するかどうかは、市町村教委の判断に委ねており、公表を義務づけてはいない。保護者や地域住民に積極的に説明責任を果たすことで、教育の改善につながることを期待している」と述べた。

過去の全国規模の学力テストをめぐるのは、学校間の競争が過熱し一部で不正行為まで行われ

たことから、一九六六年度に中止に追い込まれた。

このため文科省は、二〇〇七年度から始めた現行の全国学力テストでは、国は都道府県別の成績のみを公表。区市町村教委による学校別の成績公表を禁じ、学校別の成績の公表は、学校長の判断でその学校分のみ、としてきた。

今回の実施要領の見直しで、来年四月の次回のテストから、区市町村教委の判断で学校別の成績を、過去のテストの成績も併せて公表できる。ただ、文科省は、学校別の成績だけを公表することは禁じ、成績とセットでテストの分析結果やそれを受けての今後の指導改善策を併せて公表するよう教委に求めた。

文科省が七月に行ったアンケートでは、区市町村教委が学校別成績を公表することに賛成したのは、都道府県知事、都道府県教委、保護者とも四割にとどまり、区市町村教委の賛成は二割に満たなかった。十月と十一月の二回開かれた文科省の学力テストに関する専門家会議でも、小中学校の序列化に対する懸念の声が上がった。

それにもかかわらず、解禁に踏み切った理由について、文科省担当者は「公表を望む割合は少ないが、テストの結果を伝えた上で、保護者や地域の人と一緒に今後の学校教育に活用したいと望む自治体もある。国が一律で縛るべきではないと判断した」と説明した。

## (2) 中学校 学習到達度テストと高校「内申書」への反映

大阪市教委が府教委へ強く要請したものの、年明けにも反対する市長村教委を無視して、大阪市教委主導で府内全体をまとめようとしている。反対する市町村教委は31(7月朝日新聞)。

## 統一テスト:大阪府独自 中学1、2年生対象に来年度実施

毎日新聞 2013年11月21日 12時02分

大阪府教委が府内の公立中学1、2年生全員を対象に、学力を測る府独自の「統一テスト」を来年度に実施する方針を固めたことが分かった。基礎学力の向上を目的とする。さらに、テスト結果を内申点に反映させ、高校入試の合否判定の材料にするかどうか府教委は検討しているが、市町村教委には「入試の前倒しになりかねない」と反発の声が強い。

大阪府は今年の全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)で、中学3年生は全教科が全国最下位レベルに低迷した。府教委は2017年度の全国学力テストで、中学校の平均正答率を全国水準に向上させることを目指している。来年度予算の編成で、「府中学生『学びチャレンジ』事業」として統一テストに約2億円を要求した。

名称は「チャレンジテスト」で、3学期に実施。中学1年は3教科(国数英)、2年は5教科(国数英理社)。対象は約15万人。

府教委は昨年8月、全国で唯一相対評価を採用してきた中学の内申書を、絶対評価に見直すことを決めた。早ければ16年春の入試から切り替えるが、絶対評価では学校や教員によって評価のばらつきが生じる可能性が指摘された。統一的な基準を作る必要性や、学力向上に向けた課題・検証に役立てることなどを目的に、統一テスト導入を検討してきた。

都道府県独自の統一学力テストは、全国テストで上位の秋田県など他県でも実施されているが、府教委によると内申点に反映させる例はないという。【深尾昭寛】

## (3) 小学校 通知表の全市統一化と「客観的な基準づくり」(2014年度「推奨」、2015年度「実施」)

テストの点数による通知表の徹底

#### 4. 学校の特色化＝学校間競争の激化

大阪市教育振興基本計画は、モデル校数をあらかじめ決めて、校長に手を挙げさせて進める方式をとっている。手を挙げた校長の評価を高くする構造。従って、「基本計画」を全校に一斉に強制しなくても、立候補方式で競わせ、全市に普及させようとしている。

(1) 小学校 1 年から重点校で英語。

5/6 年は年間 15 時間、中学校は年間 20 時間、外国語講師に。

#### \* 中学英語、授業は英語で 小学 5、6 年は教科化 文科省が決定 (12/13)

文部科学省は 13 日、中学校の英語の授業を、原則として英語で行うことを決めた。本年度から英語で授業をしている高校に続き、2020 年度からの実施を目指す。正式な教科でない「外国語活動」として実施している小学校は開始時期を小学 5 年から小学 3 年に前倒しし、5、6 年は教科に格上げする。

来年 1 月に設置する有識者会議で詳細を検討。学習指導要領の改定を経て、一部は 18 年度から先行実施する方針。

中高の教員の指導力を向上させるため、英検などの外部試験を活用する。

(2) ITC の活用。2015 年度からタブレットを「一人 1 台」

(3) 土曜授業の拡大、夏休み・冬休みの短縮

土曜授業は、年間回数が校長評価に直結。

#### \* 全国低迷も大阪市浸透 公立校の土曜授業実施

2013年10月27日 大阪日日

2012 年度に「土曜授業」を実施した全国の公立小中高校の割合が、10%以下にとどまっていることが文部科学省の調査で分かった。各地で浸透が進まない中、大阪市内では本年度から市内すべての小中学校で取り組みをスタートさせた。子どもの学習環境の向上を目指す動きだが、学校週 5 日制の定着に伴い、クラブや地域活動、教員の勤務体制の調整など課題もあり、教育現場では懐疑的な見方も多い。文科省はモデル地域を指定するなど普及促進に乗り出す。

調査は同省の検討チームが、代休日を設けずに土日祝日に教育活動を行った学校数を、都道府県や市町村の教委などを通じ集計。小学校が 1801 校（全体の 8・8%）、中学校が 966 校（同 9・9%）、高校が 142 校（3・8%）だった。活動内容は保護者や地域住民への公開授業、外部講師による道德学習など開かれた学校づくりを意識しての取り組みが多い。

#### ■ 地域と連携

大阪市内は 429 の全小中学校で土曜授業に取り組んでいる。昨年 10 月に小中学校計 28 校で試行的にスタートし、本年度から全域に拡大。東淀川区の新東淀中学校ではことし 6 月、区役所や消防署と一緒に自動体外式除細動器（AED）の使い方や心肺蘇生法など、災害時の初期行動や救命処置などを学んだ。関係者らは今後の地域内連携の促進の面でも期待感を抱く。

市教委の初等教育課によると、学校の授業計画では、年 1 回から毎月 1 回など実施頻度にはか

なりばらつきがあるものの、大半の学校が1学期1回のペースを予定しており、担当者は「学校ごとに取り組みに色がある」と一定の評価。年度末には保護者や子どもらへアンケートを行いさらなる充実に努めていくという。

#### ■慎重論も

一方、実施には慎重に検討すべきとみる意見もある。鳥取県倉吉市の上灘小学校。北村秀徳校長は、学校週5日制がようやく定着し、地域や家庭でそれぞれ土曜日の過ごし方が定まりつつある現状から、「保護者や子ども、教員、地域が本当に必要としているのか把握しないといけない」と指摘する。

検討チームでは、学校週5日制で土曜日を有意義に過ごせていない子どもが少なからず存在すると授業の意義を説明しているが、「土曜授業への問題意識はある。ただ、地域や学校で状況、課題は違う」と北村校長は“ひとくくり”の考え方に疑問を呈する。

文科省は支援事業費計20億円を14年度予算の概算要求に計上。支援事業の動きを受け、鳥取県教委は県内市町村教委の要望を基に必要な支援を新年度予算に反映させる意向だが、調査結果で土曜授業の『必要性がある』と回答した全国の市町村教委は10・9%だったのに対し、58・7%が『どちらともいえない』と判断しかねている現状もうかがえる。

鳥取市教委側も「年内までに学校の考えや思いを聞き取りたい」としながらも「しっかり手順を踏んで慎重になる必要がある」と付け加えた。

### 5. 「校長のリーダーシップ」＝学校間競争に勝ち抜くことを強制

#### (1) 民間人校長のスタンドプレーが学校間競争を激化

- ・ 民間人校長の大量採用 大阪市校長の約7%  
2013年度採用 11名(小学校9名、中学校2名)  
2014年度採用 20名

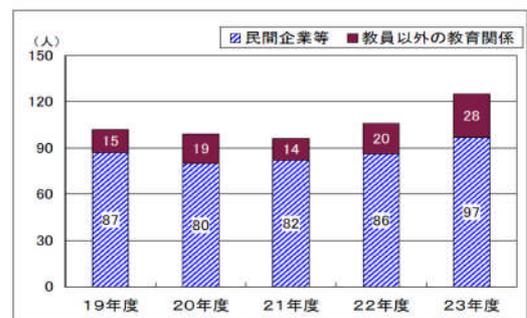
#### (2) 校長戦略予算――目に見える成果を求められる校長

今年度から学級数に応じて割り当てられる予算(1校平均50万円)に加えて「校長経営戦略予算」として1校上限500万円の予算化が決定されました。校長たちは500万円の予算を取るために、目に見える成果(土曜授業の回数増加、英語授業の推進、ICT授業、等々)を求める「学校マネジメント」に必死になっています。校長からの予算要求に対して大阪市教委は、内部に第三者機関を設け予算配分の査定をおこなうとなっています。そこには子どもの実態などは全くありません。校長たちは、民間人校長のスタンドプレーに驚愕しながらも、それに追随し、それぞれ競わされ、予算確保に邁進させられています。

#### (3) 教育員会からの校長評価。今後は区長からも評価？

#### <全国調査>

表1 民間人校長の任用者数の推移(各年度年4月1日時点)



## 6. 自らの評価を上げるために教育を利用する公募区長

### (1) 橋下市長肝いりの学校選択制の導入と統廃合

- ・学校選択制

2015 年度開始 11 区（小中での学校選択制を実施するのは此花、中央、西淀川、淀川、住吉の 5 区で、中学校のみが北、都島、福島、西、港、鶴見の 6 区。）

その他の区も続々導入の動き

### (2) 区に 1 校の小中一貫校の推進。各区に 1 校設置。公募区長の評価につながる政策

- ・橋下教育改革を先導する 9 年間の「スーパー小中一貫校」

小 1 からの英語学習▽児童・生徒 1 人 1 台のタブレットパソコン配布▽小学校で教科担任制を一部導入、など

- ・今年が 1 校、来年 1 校開校予定。しかし、希望者は増えず。

### (3) 区運営方針での教育政策～手っ取り早い成果の追求

- ・住之江区：小学校 6 年で漢検、中学校 1・2 年で英検の導入。

- ・天王寺区：公立塾の設置構想

- ・阿倍野区：ICT 教育支援

- ・西成区：教育バウチャー→全市へ拡大の方向

- ・校庭芝生化

大阪市は、2014 年度から独自の補助制度を設け、小学校の校庭の芝生化を区長裁量と市の重点施策として実施。公募区長に実績を競わせる。

## 7. 学校意見を無視し、教育委員会の独断で進める教科書採択制度の改悪

### (1) 学校選定を剥奪する市立高校採択

2013年8月6日 教育委員会議附帯決議より

1. 各学校に置く教科用図書選定調査会は、選定候補として 2 つ以上の教科用図書を答申書に記載し、それぞれの長所と短所を列記することとし、推薦順位や優劣は示さないものとする。

2. 教育委員会は、答申書を参考にしつつ、自ら調査研究を行い、教科用図書を採択するものとする。

3. 各学校に置く教科用図書選定調査会による答申と教育委員会による採択の間に、これまで以上に十分な調査研究及び審議の時間を確保するものとする。

### (2) 全市採択地区統合化を決めた小中学校採択

- ・採択地区の全市統合は、学校・教員の声を排除し、教育委員の独断採択に道をひらく

- ・市教委の狙いは、2015 年中学校採択で「育鵬社版」を全市で採択すること

◆大阪府教委：政治介入による実教出版の高校日本史教科書はずし

- ・府立学校校長に実教日本史教科書を「一面的」と断じた「府教委見解」——同教科書を選定させない政治的圧力
- ・中原教育長が維新の会府議団の「勉強会」に参加し、まだ採択過程にあり教育委員にも示されていない各校からの「選定理由書」を大阪維新の会・府議らだけに提示
- ・5月の教育委員会議で決定された採択手続きを教育長の独断で変更して「再調査」を行なわせた
- ・教育長と大阪維新の会府議団等による政治的な動きの中で、府教委は、事務局の作成した「補完教材」抜きには実教日本史の使用を認めない「条件付き採択」という決定

## 8. 「君が代」起立強制と職務命令による不起立処分、教職員の萎縮化

### (1) 「君が代」起立強制の職務命令と処分

- ・大阪市立学校卒業式の状況(3校3名、内2名に戒告処分、1名に訓告処分)2011年

### (2) 子どもへの強制の動き

- ・「大きな声で歌う」指導の強制
- ・ピアノ伴奏を小中学校全校に強制(残る1校への職務命令の動き)

### (3) 国旗の常時掲揚と「朝あげて夕方降ろす」ことへのエスカレート

#### ◆府立学校での強制

##### ◇2012年の不起立処分などを理由に3名が再任用不合格

- ・2013年2月、定年退職後の再任用について、2012年春の卒・入学式での「君が代」不起立等を理由に戒告処分を受けた3名が再任用不合格。
- ・公開させた再任用審査会議事録によれば、戒告処分を受けたことに加え、「国歌斉唱時の起立斉唱を含む上司の職務命令に従います」という「意向確認書」をその文言通りに提出しなかったことなどが不合格の理由として挙げられている。

#### ◆府立学校卒業式での「不起立」で10校12名に処分(内、2名に減給処分)

- ・府立学校や大阪市立学校で、「起立・斉唱」を強制する職務命令を昨年度に続き強行。
- ・不起立の意志を表明した教職員に対して、恣意的な式場外勤務の職務命令を行ってから式場から排除する事例や「職員室勤務の職務命令」を出す等の事例。
- ・府立高校9校11名、府立支援学校1校1名の不起立が府教委に報告され、2回目の処分となる辻谷博子さん(処分時は枚方なぎさ高校)と奥野泰孝さん(茨木支援学校)に減給10分の1・1ヶ月(累積加重)、他の10名に戒告処分。

##### ◇入学式で「歌っていなかった」として校長から嚴重注意

- ・入学式では、「君が代」斉唱時に「歌っていなかった」として、司会をしていた教員が校長より嚴重注意。校長に「告げ口」したのは、維新の会所属の府会議員。

・ 昨年の卒業式で「口元チェック」をおこなった中原教育長は「職務命令を守る気がなかったと言われても社会通念上、仕方がない。府民をばかにした態度だ」と述べ、9月までに起立と斉唱を確認する客観基準の作成を目指す考えを示したと報道。

#### ◇中原教育長による「口元チェック」通知の強行

・ 大阪府教育委は、9月4日、秋季に卒業式のある府立学校の校長に対して、「君が代」斉唱時に教職員が本当に歌っているかどうかを管理職に目視で確認させ、府教委に報告させる通知を発出。

#### ◇人事委員会審理の状況

・ 「君が代」不起立などを理由とした不当処分および再任用拒否に対して、大阪府人事委員会委員会で11名・17件（戒告処分11件、減給処分2件、再任用拒否4件）、豊中市公平委員会で1件（減給処分）の審理がおこなわれている。それぞれの不服申し立て者について、支援グループが結成ないしは結成準備がされている。

・ 山田肇さん（処分当時、高槻市立小学校）の不服申し立て（戒告処分、再任用拒否の取り消しを求めています）に対する3回の口頭審理が終了。第1回8月6日、第2回9月26日、第3回10月25日。3月までに裁決の予定

・ 梅原聡さん（芦間高校）の口頭審理が間もなく開始される。1月16日証人尋問。

#### ◇裁判提訴

・ 奥野泰孝さん（茨木支援学校）は、現職で唯一の減給処分を受けている。3回目の処分＝免職を防ぐ意味も含めて、減給処分事案を9月24日に裁判提訴。

・ 11月6日に第1回法廷、第2回法廷は12月16日。第3回は2月19日。

## 9. 教員統制の全面化、労働組合への攻撃

### (1) 新勤評価制度と制度のさらなる改悪 ～ 保護者・生徒を巻き込む「授業評価」

- ・ 教育・職員4条例に対応する「評価・育成システム」の改定
- ・ 保護者や市教委からの強い批判を無視して「授業評価アンケート」の強行

### (2) 大阪市「職員の政治的行為の制限に関する条例」（2012年7月可決）

条例の対象は

- ・ 多数の人の行進その他の示威行動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること
- ・ 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声機、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること
- ・ 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること
- ・ 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること

・当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

### (3) 大阪市「労使関係に関する条例」

- ・以下の項目以外は、労使交渉を行ってはならない。
- ①給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項、②懲戒処分、分限処分、転任、昇任及び昇格の基準に関する事項、③労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項、④職員の福利厚生に関する事項、⑤前各号に掲げるもののほか、職員の勤務労働条件に関する事項、⑥交渉の手續その他の労働組合等と本市の当局との間の労使関係に関する事項
- ・勤務時間内外を問わず、職場での分会会議等の組合活動を禁止。組合役員選挙も禁止。
- ・教研集会での市立学校施設の使用禁止←裁判中

◆大阪府議会でも同様の条例が可決（2013年12月16日）

### (4) 徹底した厳罰化と密告制度による相互監視＝協働性の破壊

10. 徐々に噴出し始めている矛盾

#### \* 大阪市公募校長制度見直し急務 セクハラやパワハラ…「11分の6」の衝撃

2013.9.20 22:42 産経新聞

大阪市の橋下徹市長が導入した公募制度で就任した民間出身の校長や区長による騒動が止まらない。とりわけ4月に着任した校長は11人のうち6人が不祥事やトラブルなどを起こしており、「11分の6」の衝撃は市議会の猛反発を招いている。前向きな取り組みを進めながらも手続きミスで問題化する事例もあり、今後も民間人校長を採用する市教委では採用基準や研修方法などの見直しが急務となっている。教育現場に新しい価値観を吹き込むことが期待される公募制度だが、市教委や校長の手探りが続きそうだ。

#### 批判浴びる「欠陥」

「校長は11人中、6人。教育崩壊以外の何物でもない」。20日午前、市議会の公明、自民、民主系3会派の幹事長らが橋下氏を訪れ、厳格な処分や採用方法に問題がないか点検を促す申し入れ書を渡した。

校長職として3年の任期で採用され、他の職務に就けないという制度上の「欠陥」についても批判があった。橋下氏は「不適格なら分限対象。指導研修をして、適格性を見極める」と分限免職の可能性に言及。同席した市教委の永井哲郎教育長も「雇用のあり方を議論していく」と述べ、火消しを図った。

校長11人は書類選考や2度の面接を経て、928人の中から選ばれた。3カ月間ほどの

研修では法令や服務規程を勉強。3つの学校を訪れ、校長に付き添って実務を学んだ。

市教委幹部は「いい研修ができたと思っていた」と振り返るが、1人がわずかに約3カ月で早期退職し、2人がセクハラ行為などで懲戒処分や嚴重注意を受けた。そして今月19日、追い打ちをかけるようにパワハラの疑いなど新たに3人のトラブルが発覚した。

「効果」は早期開示

市教委によると、校長3人がそれぞれ(1)口論となった教頭に謝罪を求めて教頭が土下座した(2)女性教職員6人に「なんで結婚しないのか」などと質問した(3)出張や時間休の手続きをとらずに数時間外出して中抜けした一とされる。

(1)の校長は産経新聞の取材に『土下座しろ』とは言っていないが、土下座するような関係は適切ではない」と反省の言葉を述べた。(2)の校長は「着任直後、家族構成などを確認した際に結婚の有無は聞いたが、『なぜしないのか』などは絶対に言っていない」と反論。一方、(3)の校長は放課後に児童の学習指導を行う学生ボランティアの確保に動くなどしていたといい、「時間休などの手続きを熟知していなかったことはミスだが、仕事の関係で出かけた」と強調した。

公募への批判が強まる中、市教委は来年の35人着任に向け準備を進める。20日には第2次選考で71人が残ったことを発表した。市教委幹部は「セクハラなどが続いたことで『外部人材は校長としての覚悟がない』と思われる。次の採用では研修の内容を大きく変えないといけない」と厳しい表情で語る。

橋下氏は「民間から公務員の世界にきて、はじめから公務員と同じ振る舞いをするのは無理。失敗もあると思うが、プラスの効果がある」と擁護するが、太田肇・同志社大教授(組織論)は「畑違いの人材を教師という玄人集団のトップに立てるのは無理がある」と批判する。

一方、人材コンサルタントの常見陽平氏は「トラブルの原因を早く総括した上で、『効果』を強調するなら具体的に示したほうがいい」と提言している。

#### \* 大阪市教委:教頭試験、受験者を指名…待遇悪く、希望者減

毎日新聞 2013年07月27日 08時24分

大阪市で今春、市立小学校の教頭を希望する教員が不足し、昇任試験で不合格にした6人を急ぎ追加合格させていたことが分かった。教頭は多忙な上に待遇が悪く、希望者が年々減っている。昇任試験はこれまで希望者が受験していたが、市教委は今年度、教頭の候補者約350人を指名、校長の推薦者と合わせ、全員に原則として受験を義務付ける。市教委によると全国でも異例という。

#### ◇不合格6人今春昇任

市教委によると、今春の人事異動で小学校の教頭が6人足りないことが分かり、昨年8月に実施した昇任試験の不合格者のうち成績上位者を合格にした。

受験の有資格者は、34歳以上54歳以下で経験5年以上の教員。小学校に約3300人、中学校に約2200人いる。しかし、昨年度の受験者は小学校58人、中学校37人で、いずれも全体の2%程度だ。競争倍率は小学校1.35倍、中学校1.48倍。2001年度と比べると、小学校で10分の1、中学校で20分の1に落ち込んでいる。

退職金の減額による早期退職者の急増も影響した。今年1月から国が退職手当の水準を引き下げたのに合わせ、市立小中学校教員の退職金も約300万円減に。昨年度末、定年以外の退職者は、前年度より126人多い370人に上った。

市教委は今年5月、教員約600人を対象に、教頭など管理職になる意思の有無や、管理職を敬遠する理由などを調査。今年度の昇任試験では、筆記試験を廃止し、年齢上限も59歳に緩めた。受験者の指名について高井俊一・教職員人事担当課長は「強制しないが、強いメッセージを出すことで、受験者の掘り起こしや管理職を目指す意識付けにつなげたい」と話す。

文部科学省の調査（06年度）によると、公立小中学校教頭（副校長）の労働時間は、1日平均約11時間半～12時間で、一般教諭より1時間ほど多い。教頭などへの昇任試験を巡っては、東京都で近年定員割れ。神戸市でも受験者が減っており、労働環境改善のため今年度から調査を進めている。【林由紀子】

**\* 大阪府、大阪市の教員採用試験の倍率は信じられないほど低い。**

#### 2011年度採用

全体の最終倍率3.9倍（前年度 4.1倍）

<倍率の低い職種>

1	視覚特別支援学校教諭（理療）	1.0倍
2	中学校・数学	1.7倍
3	中学校・理科	1.7倍
4	特別支援学校・音楽	1.9倍
5	特別支援学校・家庭	2.0倍

中学校全体では3, 2倍 小学校は3, 5倍

#### 2010年度採用

1	中学校・数学	1.5倍
2	中学校・理科	1.6倍
3	中学校・国語	2.1倍
4	中学校・技術	2.3倍
5	特別支援学校・音楽	2.5倍
5	特別支援学校・家庭	2.5倍

**\* 新採の離職率もかなり高い。**

09年度に最も高かったのは堺市（3.14%）。大阪市（2.62%）、京都市（2.78%）、千葉市（2.27%）、東京都（2.12%）